

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

特記仕様事項

1. 総則

本仕様書は、徳島県東部県土整備局（徳島庁舎）（以下「徳島庁舎」という）が発注する路面性状調査及び空洞調査業務に適用するものとし、徳島県設計業務共通仕様書、徳島県測量業務共通仕様書、徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書、舗装点検要領 平成29年3月 国土交通省 道路局 国道・防災課に準拠するほか、その他の関係諸法規を遵守して行うものとする。

2. 業務の目的

本業務は、徳島庁舎が管理する一般国道（徳島県管理区間）、主要地方道、一般県道において、舗装（車道上）の修繕の効率的な実施に向け、路面性状について必要な情報を得ること、さらに路面下探査車等を使用して路面下を調査し、空洞危険箇所を発見することで路面陥没の未然防止に資することを目的とする。

3. 業務対象箇所

本業務における調査対象箇所は、別添のとおりとする。

（1）路面性状調査延長：137km

（2）空洞調査箇所数：12箇所

調査箇所及び時期については、契約後速やかに監督員と協議して決定すること。

なお、本業務履行中に、上記以外の箇所の調査を行う必要が生じた場合は、監督員の指示によるものとする。

4. 打合せ

受注者は、打合を以下により行うものとし、全ての打合に管理技術者が立ち会うものとする。

（1）業務着手時

（2）中間打ち合せ（2回）

（3）成果品納入時

5. 諸手続

業務履行のために必要な、関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として受注者において処理しなければならない。

6. 業務内容（路面性状調査業務）

本業務における業務内容は、以下のとおりである。

（1）計画準備

本業務の目的・趣旨を十分把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、技術的方针及び作業工程について、業務計画書を作成し、業務の円滑な遂行に必要な準備を行うものとする。

（２）資料収集整理

調査対象区間に関する道路台帳附図，交通量（全体交通量，大型交通量[方向別]），舗装修繕履歴等を調査，収集し舗装の管理に関する各種基礎的データの整理を行うものとする。

調査・収集したデータをもとに，調査対象区間についてGISソフトを用いて路線図を作成する。また，舗装修繕履歴については，発注者から過去５年間の修繕工事の資料を貸与する。

（３）現地踏査

受注者は，調査に先立ち現地踏査を行い，調査区間の道路・交通状況，パッチング数（片側），調査における障害物など沿道周辺の状況を確認・記録するものとする。

（４）路面測定

測定に当たっては，緯度・経度を計測できる機器，レーザー測距，撮影用カメラ，GNSS/IMU（慣性計測装置），DMI（車速計）等を搭載した車両を用い，走行しながら路面のデータを収集し，ひび割れ，わだち掘れ，平坦性の計測を行うものとする。

使用する計測車両・機材については，下記条件を満たすものを使用すること。

- ① 一般財団法人土木研究センターの最新の性能確認証書において，それぞれの性能（ひび割れ，わだち掘れ量，平坦性）が合格している機材を用いること。また，国土交通省が策定する「点検支援技術性能カタログ」に掲載されており，いずれの舗装の精度確認項目（ひび割れ率，わだち掘れ量，IRI）を満たしていること。
- ② 車両寸法は全長5.5m×全幅2.0m×全高2.3m以内とする。
- ③ 走行距離計測にあたっては車速パルス信号を用いたデッドレコニング等を用いて，自車の位置及び速度を記録できる機能を有する。
- ④ 日照の影響を抑えるため，カメラについては光軸を鉛直下向きに角度±20度以内で撮影できるように設置すること。
- ⑤ 計測走行速度は，各対象路線での法定速度内での計測を円滑に行えるものとし，路線状況に応じた時速1km～30kmの低速走行時においても，性能確認試験時の精度を確保できること。

（５）データ解析及び評価

路面画像データからは，人工知能（AI）により解析を行い，評価単位区間内の平均的なひび割れ率を算出するものとする。

路面画像データ，レーザー測距データ等計測結果より，わだち掘れ量，平坦性を算出する。

算出した３項目（ひび割れ率，わだち掘れ量，平坦性）を基に，舗装の維持管理指数（MCI）を算出し，評価すること。

評価単位区間は100mとし，調査対象区間の路線図，距離標等が記載された図面に取りまとめる。発注者と協議の上，各評価結果等はウェブブラウザ等で表示可能なデータとして作成すること。

MCI評価による舗装修繕基準

項目	レンジ	区分色	舗装修繕の判断
MCI	$5.0 < \text{MCI}$	青	望ましい管理水準
	$4.0 < \text{MCI} \leq 5.0$	緑	修繕を行うことが望ましい
	$3.0 < \text{MCI} \leq 4.0$	黄	修繕が必要
	$\text{MCI} \leq 3.0$	赤	早急に修繕が必要

出典：国土交通省土木研究所

(6) 過年度評価との比較

路線毎に本業務より得られた評価データを過年度評価データと比較し、経年劣化及び損傷の進行状況を整理し、舗装修繕計画策定に必要となる資料を取りまとめる。発注者と舗装修繕履歴管理に活用するために、適切な様式を検討の上これを作成する。

(7) 照査

照査は、照査要領に基づき、正確性、適切性及び整合性に着目して行うこと。

(8) その他

機器の性能が確認できる資料（性能確認試験の確認証書等）を事前に発注者に提出し、承諾を得ること。

7. 業務内容（空洞調査業務）

本業務における務内容は、以下のとおりである。

(1) 計画準備・現地踏査

受注者は、契約後速やかに、本業務の目的・趣旨を十分把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、技術的方针及び作業工程について、業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。受注者は、調査範囲における車道の状況、調査における障害物など沿道周辺の概況を把握及び確認するものとする。

(2) 地中レーダ探査・解析（一次調査）

路面探査車等を用いて路上を走行移動し、路面下のレーダー調査を行い、レーダーデータ及びポジショニングデータを記録するものとする。この際、相互のデータの位置関係を一致させるよう努めること。

レーダーデータ及びポジショニングデータを解析し、「空洞の可能性がある異常信号」（以下「異常信号」という。）を検出し、検出した異常信号には信号を特定できるマークを記入するとともに、異常信号の概略の広がり、路面からの深さ、及び位置データ（信号箇所番号、路線番号、上下線別、走行車線区分）を整理するものとする。

検出した異常信号について、レーダー波形・周辺の地形・沿道環境・異常信号の成長性等により判

定案（二次調査の必要性の判断）を作成する。

なお、レーダー調査には監督員等が立会する場合があるので、調査実施日の調整を行うこと。使用する路面探査車（電磁波地中レーダー方式）は下記に示す性能と同等以上のものとし、事前に各性能を確認できる資料を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- ・探査方式：電磁波地中レーダー方式
- ・探査深度：1.5m以上
- ・探査幅：2.0m以上（複数走行により車線幅を網羅できること）
- ・探査能力：縦50cm×横50cm×厚さ10cm以上の空洞が検知できるもの
- ・走行速度：レーダー記録を取得しながら40km/h程度で走行できること
- ・位置情報：レーダー記録と同時に位置情報を記録可能であること

（３）作業区分等

調査作業は、協議のうえ昼間・夜間作業の変更ができるものとする。

調査延長は1車線の延長とし、山間部など車線数が明確でない場合は、1車線の幅員を3.7m程度として調査延長を計上する。

（４）調査報告

1. 受注者は、調査実施作業報告を作成するものとする。内容は次に示す項目とし、実施後速やかに監督員に報告を行うものとする。

- ① 実施日
- ② 実施内容
- ③ 実施箇所
- ④ 特記事項等必要事項

なお、受注者は路上で作業する場合は、実施前後に、作業内容等を明記した書面をFAX又は電子メールにて、監督員に送信するものとする。

8. 成果品

本業務は、電子納品対象業務とする。なお、成果物の必要部数は次のとおりとする。

9. 安全管理

受注者は、業務の実施にあたり、交通状況に応じて各関係機関と必要に応じ緊密な連絡を取り、業務実施中の安全確保に努めるものとする。

10. 報告書（電子データ） 2部（DVD-R等）

- ・報告書に係わるもの（総点検実施要領（案）【舗装編】平成25年2月 国土交通省道路局「様式-A」及び「様式-B」）
- ・路面性状調査結果の図表及び数量データ（PDFファイル及び生データ）
- ・調査対象区間の路線図、距離標等が記載された図面（PDFファイル）

- ・路面性状調査結果をウェブブラウザ等で表示可能なデータ
- ・路面性状調査データより条件指定による区間の抽出及び舗装補修履歴が検索を行うツール
- ・調査解析報告書
- ・その他監督員の指示した資料